

# 最上町農業委員会第10回総会議事録

日 時 平成30年3月26日(月)午前10時00分～  
場 所 最上町役場3階第1会議室  
招 集 者 最上町農業委員会 会長 後藤一男

日程第1 会期の決定について  
日程第2 議事録署名委員の指定について  
日程第3 議案

## 1. 出席委員(11名)

1番 庄司千賀夫	2番 齊藤則子	4番 奥山定次郎
5番 渡部浩栄	6番 高橋光廣	7番 五十嵐一春
8番 奥山勝明	9番 渡邊紀栄	10番 小林吉雄
11番 二戸孝一	12番 後藤一男	

## 2. 欠席委員(1名)

3番 中 聡

## 3. 会議に出席した職員

事務局長 大場 晃 事務局次長 金田敏幸  
事務筆耕 大澤真由美 事務筆耕 伊藤美賀子

## 4. 会議に付議した事項

議事 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について

議案第2号 最上町農用地利用集積計画について

議案第3号 農業委員会が定める別段の面積について

議案第4号 「農業委員会の適正な事務報告について」に係る平成29年度の農業委員会の点検・評価(案)及び平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の承認について

## 【開 会】

議 長 : ただ今より、平成 29 年度最上町農業委員会第 10 回総会を開会いたします。本日は、3 番委員の中畠聡委員が欠席しておりますが、定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。

## 【会期の決定】

議 長 : 日程第 1、会期の決定について議題といたします。お諮りいたします。会期は本日限りといたします。これに異議はございませんか。

(異議なしの声)

全員異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

## 【議事録署名委員の指名】

議 長 : 日程第 2、最上町農業委員会会議規則第 14 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。それでは、8 番委員、9 番委員両名にお願いいたします。

それでは、日程第 3、議事にはいります。

## 【議 事】

議 長 : 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 : 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」農地法第 18 条第 6 項の規定による通知が下記のとおりあったので、受理したものである。平成 30 年 3 月 26 日提出 最上町農業委員会会長後藤一男

(報告第1号について朗読説明7件)

2番から6番までの案件は、賃借人が法人を立ち上げますので、そのための解約となります。後の議案第2号での案件にもなりますので、よろしくお願いいたします。

議長：ただ今、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局より説明がありました。この件について皆さんからご意見、ご質問を受けます。発言の際は、議席番号を言い、挙手の上発言をお願いいたします。ご意見ご質問はありませんか。

無いようです。それでは、報告第1号について同意される方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、報告第1号は原案のとおり承認決定されました。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より説明を願います。

事務局：議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」農地法第3条の規定による許可申請書の提出が下記のとおりあったので、同条第1項の規定により可否を決定しようとするものである。平成30年3月26日提出 最上町農業委員会会長後藤一男

(議案第1号について朗読説明2件)

議長：ただ今、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より説明がありました。2番については、私が当事者でありますので1番について審議をお願いいたします。1番について、ご意見ご質問はございませんか。

無いようです。それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」1番について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、議案第1号1番は、原案のとおり決定いたしました。2番については、当事者でありますので一時退席させていただきます。職務代理に議長をお願いいたします。

(議長退席)

職務代理 : 会長に代わりまして、議長を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。議案第1号2番の案件について、ご質問ご意見はありませんでしょうか。

無いようですので、議案第1号2番について賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、議案第1号2番は、原案のとおり決定いたしました。

(議長着席)

議長 : ご審議ありがとうございました。  
議案第2号「最上町農用地利用集積計画について」事務局に説明をお願いします。

事務局 : 議案第2号「最上町農用地利用集積計画について」農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、同法第18条第1項の規定により意見の決定をしようとするものである。平成30年3月26日提出 最上町農業委員会会長後藤一男

(議案第2号について朗読説明 21件)

議長 : ただ今、議案第2号「最上町農用地利用集積計画について」事務局より説明がありました。この21件について4番と21番は、委員当事者でありますのでそれを除く19件について審議をお願いいたします。

ご意見、ご質問はありませんか。

4番委員 : 1番の賃借料についてです。(金額が高いと思いますが)ここは、何をされているのですか。

事務局 : アスparaです。貸人がアスparaガスを作っているところのアーチ等施設をそのまま込みで貸されるということでの賃借料です。

4番委員 : はい、わかりました。

議長 : 他にありませんか。

4番委員 : 13番14番についてです。同じ人とのやり取りですが、これは会社設立のための手続きですね。

事務局 : はい、そうです。

11番委員 : 13番14番についてです。経営面積が13番お父さんと14番息子さんの数字が同じですが、これで間違いは無いのでしょうか。

事務局 : 経営面積は、世帯としての合算面積の表示となります。貸人家として経営していく面積を合計して提示してあります。解約前の数字としておりますので、合算の数字としては、2,939 a となります。参考までに内訳を申し上げますと13番は、2,128 a、14番は、811 a になります。議案提示は、家族として経営しているということでひとつの数字で提示しています。

11番委員 : はい、わかりました。

議長 : 他にありませんか。

9番委員 : 今の件に関連してですが、経営面積全部を会社にお問い合わせということですか。

事務局 : 全部ではなく、一部個人名義で残ります。

9番委員 : はい、わかりました。

議長：他にありませんか。

無いようですので、議案第2号4番と21番を除く19件について賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

全員賛成と認めます。よって、議案第2号「最上町農用地利用集積計画について」4番と21番を除く19件は、原案のとおり決定されました。

それでは、4番について審議いたします。10番委員は、退席を願います。

(10番委員退席)

議案第2号「最上町農用地利用集積計画について」4番の案件についてご意見ご質問はありませんか。

無いようですので、4番について採決いたします。賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって議案第2号4番は原案のとおり決定されました。

(10番委員着席)

引き続き、議案第2号21番について審議いたします。当事者である8番委員は、退席願います。

(8番委員退席)

議案第2号「最上町農用地利用集積計画について」21番の案件についてご意見ご質問はありませんか。

無いようですので、21番について採決いたします。賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって議案第2号21番は原案のとおり決定されました。

(8番委員着席)

議案第3号「農業委員会が定める別段の面積について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 議案第3号「農業委員会が定める別段の面積について」平成30年3月26日提出 最上町農業委員会会長後藤一男

(議案第3号について朗読説明)

2月26日に行われた下限面積検討会で審議していただき、その結果を受けての議案としての報告となります。

議長： それでは、下限面積検討委員会における検討結果について、委員長より報告をお願いいたします。

下限面積検討委員会委員長： 今、事務局から説明がありましたように2月26日(第9回最上町農業委員会)総会後に事務局を含め4人で検討しました。他の市町村は、10aからというところもあるようですが、最上町は今までどおり30aに設定するというので決定しましたことを報告いたします。

議長： はい、ご苦労様でした。ただ今報告があった件についてご意見ご質問はありませんか。

無いようです。ただ今の結果を踏まえ、平成30年度における下限面積を30aと設定することを認め、承認することでいかがでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって(平成30年度における下限面積は)30a変更なしと決定いたします。

議案第4号「農業委員会の適正な事務報告について」に係る平成29年度の農業委員会の点検・評価（案）及び平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の承認について 事務局より説明をお願いいたします。

事務局： 議案第4号「農業委員会の適正な事務報告について」に係る平成29年度の農業委員会の点検・評価（案）及び平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の承認について 平成30年3月26日提出 最上町農業委員会会長後藤一男 下記のとおり、「農業委員会の適正な事務報告について」に係る平成29年度の農業委員会の点検・評価（案）及び平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）を提出するものである。

（議案第4号について朗読説明）

以上です。こちらの内容を4月からホームページに公開し1ヶ月間、意見等を聞きながら、修正をいたしまして平成30年度6月の総会で提案し、承認をいただくこととなります。それで、平成30年度の目標と活動計画は確定となります。

議長： ただ今、議案第4号平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について事務局より説明されたところであります。皆さんからは、同意ということで採決したいと思っております。ご意見ご質問はありませんか。

無いようです。議案第4号について同意する方は、挙手願います。

（全員挙手）

全員同意であります。よって、議案第4号は、原案のとおり承認されました。

## 【閉 会】

議長： 以上で本日の議案審議、並びに報告事項はすべて終了いたしました。よって、平成29年度最上町農業委員会第10回総会を閉会いたします。